

# Insurance alert

## IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 4 May 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化すること  
がしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表さ  
れる決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性があ  
る。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

### 要約

IASB および FASB は合同で審議会を 2011 年 5 月 4 日に開催し、しばしば保険契約の中に存在する二つの非保険  
構成要素である財またはサービスおよび投資残高の潜在的な区分処理に関して審議を行った。両審議会は、先日、もう  
一つの構成要素である組込デリバティブに関して議論を行い、現行の「密接に関連する」という要件を使用し区分すべき  
であると仮決定をした。両審議会は、収益認識プロジェクトにおいて別個の履行義務 (performance obligation) を認識  
するために開発されている要件に基づき、保険契約における財またはサービスおよび明示的な契約者勘定 (explicit  
account balances) に関する区分処理の要件を開発するというスタッフの提案に概ね同意した。しかし、すべて同じ要件  
が保険契約にとって適切であるかに関し幾つかの問題点が挙げられた後に、両審議会はスタッフに収益認識プロジェ  
クトにおける提案と、財またはサービスおよび契約者勘定残高に関する要件の統合および調整を行うことを指示した。作  
成者および利用者からこれらの提案に関する見解を得るため、2011 年 5 月 16 日における保険ワーキング・グループの  
会議にて、これら提案が取り上げられるであろう。両審議会は、時間的制約のため配当性については審議を行わなかつ  
たが、今後の両審議会にこれらのペーパーは持ち越されるであろう。

### 議論の詳細

スタッフは、区分処理に関する背景を説明した補助的資料について両審議会に対し簡単に説明を行い、区分処理に  
関するプロジェクトの計画は、区分処理の三つの主要な構成要素の分析、次に、全体としてのモデルの検討および副次  
的な質問への回答を含んでいる、と述べた。このような副次的質問の一つは、特定の要件に該当する場合に処理が要  
求されることに加え、追加的な区分処理が認められるかである。IASB のメンバーの 1 名は、保険サービスに関しては明  
確に定義されていないが、資料全体をとおして「非保険」サービスに関して言及されていると述べた。FASB のメンバーの  
1 名は、内在する意図としては、保険カバーを提供するために不可欠なサービスを区分すべきではないということであ  
ると述べた。例えば、損害査定費用は、保険債務の履行のために必要とされる保険活動の一部とみなされ、別個のサー  
ビスではない。この重要な点は、その後の議論全体にわたって繰り返された。

### 財またはサービスの区分処理

スタッフは、財またはサービスは収益認識プロジェクトにおける別個の履行義務 (performance obligation) を認識す  
る原則に準拠して保険契約から区分処理されるべきであり、一度区分処理されたら、これら財またはサービスは関連する  
IFRS および USGAAP の要件に準拠して測定されることを提案した。収益認識モデルとの整合性は、回答者から明確  
に定義されていないとコメントされた「密接に関連する」という IASB の公開草案 (以下「ED」とする) および FASB のディ  
スカッション・ペーパー (以下「DP」とする) に述べられている要件よりも優れていると考える。彼らは、区分処理を保険契  
約に加えらるる構成要素のみとする代替案を検討したが、僅少な区分処理の結果に終わるため商業実態がないとい  
う理由により却下した。

スタッフは、保険モデルと収益認識モデルの主要な差異は、収益および費用の表示 (収益認識モデルにおいては総  
額、これに対して、保険モデルにおいては純額) であり、将来の報酬および費用に関する仮定の変更の取り扱い (収益  
認識モデルの提案においては、これらは収益および費用の変更として認識されるが、保険 ED および DP のもとでは、こ  
れらは発生時において認識される) であると強調した。

議論は、もし(i)財またはサービスの移転のパターンが、契約における他の財またはサービスの移転のパターンと異な  
り、そして(ii)財またはサービスが区別できる機能を有する場合に、企業に対して、約束した財またはサービスを別個の  
履行義務 (performance obligation) として会計処理することを求めている、提案された収益認識の要件に集中した。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

FASB および IASB のメンバーは、もはや ED において提案された原則である「密接に関連した」という原則を使用しないことに概ね同意し、収益認識プロジェクトにおいて開発された要件と整合する要件を使用することを優先すると表明した。しかし、FASB のメンバーおよび数名の IASB のメンバーは、もし財またはサービスの移転のパターンが、契約において約束した他の財またはサービスの移転のパターンと異なる場合、約束した財またはサービスは別個の履行義務 (performance obligation) として取り扱われるべきではないとする要件に反対した。この懸念は、類似した移転のパターンを有するサービスの構成要素と保険の構成要素は、区別できる機能を有する場合であっても、一纏めとされる可能性があることである。FASB のメンバーの 1 名は、区別できる機能をともなうサービスを区分するという要件で十分であり、この追加的な「移転のパターン」は必要とされないと提案した。この提案は、ストップ・ロス条項をともなう契約に組み込まれている損害管理サービスが、区別できる機能として取り扱われるべきか、保険構成要素に基づく免責条項であり不可欠な保険活動と考えるべきかについて、長い討論をもたらした。

収益認識プロジェクト担当の IASB のスタッフは、「移転のパターン」の要件は収益認識プロジェクトにおける実務的な対応方法であったが、もし認識される収益において差異を生じさせないのであれば、作成者が契約の構成要素を不必要に区分することを避けるために、後に要件の一つに格上げされたこと、審議会の後半において述べた。FASB のメンバーの 1 名は、収益認識の基準の範囲における契約に関しては、もし、要素が他の要素と同じ移転のパターンを有するのであれば、これを区分してもしなくても差異は生じないと述べた。しかし、保険契約に関しては、区分処理をした要素が異なるモデルを使用し測定されるため差異が生じる。この結果、FASB のメンバーは、要件もしくは実務的な対応は収益認識において適切ではあるが、保険契約においては適切ではないと議論をした。

保険のスタッフ提案に関する投票は、IASB の収益認識スタッフによる「移転のパターン」は実務的な対応方法であり、要件ではないという説明がなされる前に行われた。IASB のメンバーの多数は、財またはサービスの移転要件を含めたスタッフの提案に賛成した。FASB は、財またはサービスの移転のパターンに基づく要件を除く条件付きで、スタッフの提案に同意した。両審議会は、収益認識の要件を使用するという提案は、意図せざる結果をもたらさないことを確実にするため、実際の商品に対して検証されるべきであることに同意した。

IASB の議長は、後に、移転のパターンの要件に関して FASB の懸念点に共感を示し、5 月 16 日に予定されている保険ワーキング・グループのミーティングにおいて、見解を得るためにこの提案を取り上げることが指示した。さらに、彼は、収益認識の基準との整合性を達成するという両審議会の目的を強調し、財またはサービスおよび契約者勘定残高に関する要件と収益認識のプロジェクトにおける提案を統合および調整するために、スタッフに収益認識のスタッフと密接に協働することを指示した。

メンバーによる財およびサービスの議論に対するその他のコメントは、以下の項目を含んでいる。

IASB のメンバーの 1 名は、収益認識の要件は ED において提案された原則である「密接に関連した」よりも適用し易いか疑問であると述べた。しかし、彼は収益認識プロジェクトにおける要件との調整による便益については理解している。

IASB のメンバーの 1 名は、要件は、区分処理すべき要素の最低限度の要求事項を設定しているのか、そして、保険者はより多くの要素の区分処理を許容されているのか尋ねた。スタッフは、これは最低限度の要求事項を設定するが、保険契約がより多くの構成要素に区分されることを許容すべきかについては今後の会議において両審議会に検討を求めると説明した。

他の IASB のメンバーの 1 名は、保険契約から多くの要素が区分処理される結果にはならないと述べ、スタッフの提案を支持すると述べた。彼は、ある要素が契約上の他の要素に影響を与えるのであれば、その二つの異なった要素をアンバンドルすることを望まないと述べた。

他の IASB のメンバーの 1 名は、収益認識の提案において工事契約を意図した要件は誤解を招く可能性があるため、保険における提案では削除されるべきではないかとスタッフに尋ねた。この要件とは、もし企業が、財またはサービスを 1 つの項目として統合するサービスを提供しているのであれば、企業は約束した財またはサービスを 1 つの履行義務 (performance obligation) として一括で会計処理すべきであることを意味している。

FASB のメンバーの 1 名は、構成要素を区別すべきと一度決定がなされた場合、どのようにイン・フローとアウト・フローを異なる構成要素に配賦するのか尋ねた。さらに IASB のメンバーは、2 月の審議会における区分処理に関する外部の説明者は、この配賦は困難であり費用がかかる、そして恣意的となると説明したと述べた。他の FASB のメンバーの 1 名は、難しさは取引価格の配賦からだけでなく、保険と収益認識モデルとの間でどのように契約獲得費用および変動支払いが会計処理されるかにも起因すると述べた。スタッフは、支払いや費用などを異なる契約の構成要素にどのように配賦するか、今後の会議において両審議会にペーパーを提出する予定であると述べた。

## 投資要素の区分処理

スタッフは、特定の要件を満たす保険契約における明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)は、区分処理すべきであると提案した。この特定の要件もまた、収益認識プロジェクトにおける別個の履行義務(performance obligation)を認識するために開発されている要件から調整されている。スタッフは、明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)を定期的に保険契約者に伝達された契約者勘定残高であるとし、保険者が契約者勘定残高をもとに明示的な利回りを付与すると説明した。保険者は、契約者勘定に対して請求される報酬(fee)および負担金(assessments)を変動させる能力を有する可能性がある。契約者は、契約条件によっては、現金の引出しおよび保険カバレッジのために支払いを行う権利を有する可能性がある。

両審議会は、最初に、どのように明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)を定義するかについて審議を行った。FASB のメンバーの 1 名は、どのように契約に含まれる解約返戻金の金額と意図している明示的な契約者勘定残高とを区別するのかと尋ねた。スタッフは、解約返戻金の金額は、実際の運用実績に依存していないと説明した。IASB のメンバーの 1 名は、なぜ、明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)を定義するために契約者勘定残高の保険契約者に対する伝達を重視するのか尋ね、そして、もし契約者勘定残高が決定できるのであれば、これも明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)と考えられるべきであると述べた。FASB のメンバーの 1 名は、契約に基づく保険カバーに影響させることなく引き出されるこれらの金額を基準として考えるのか尋ねた。

IASB と FASB の両審議会は、明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)の説明を、明示的に知られている金額であり、契約者勘定残高に基づき付利され、そして、保険構成要素の条件の解除や変更もしくは保険事故を必要とせずに引出すことができる金額、とすることを概ね支持した。両審議会は、この原則を作成し、保険ワーキング・グループから見解を入手するようスタッフに求めた。

IASB は、保険契約における明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)は、収益認識プロジェクトにおける別個の履行義務(performance obligation)を認識するために開発されている要件に基づき、保険契約から区分されるべきことに同意した。その一方で、FASB は全体的な方向性としては同意しているようであるが、明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)が保険要素と「統合された」のではなく、区別できることを決定するために、どのように収益認識の要件が適用されるのかについて多くの質問をした。FASB のメンバーの 1 名は、区分を必要とする構成要素を特定する目的で契約が一度だけ評価されることを確実にするため、勘定残高に加えて財またはサービスに関する要件も結合すべきであると強調した。彼は、実際の契約に対する提案が、予想する結果をもたらすことを確実にするために、明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)を含む実際の契約に対して提案の検証が重要であると述べた。

測定の問題に関して、FASB は財とサービスの議論の際と同様の配賦に関する疑問を有しているため、完全にこの提案に回答することができないと述べたが、IASB は区分された明示的な契約者勘定残高(explicit account balance)を関連する金融商品のガイダンスに準拠して測定するスタッフの提案に同意した。

IASB のスタッフの 1 名は FASB に対し、スタッフにより棄却されたすべての区分処理された明示的な契約者勘定を額面価値(これは、スタッフ・ペーパーにおいて、ユニバーサル生命保険契に関する USGAAP の現行の要件と整合的であると説明されている)で測定するという代替案を少なくとも除外したか質問を行った。FASB のスタッフは、彼はこの代替的提案とスタッフの提案との差異が理解できないと述べた。スタッフは、主な差異は、額面価値の提案においては、すべての報酬は、保険構成要素と契約者勘定残高に配分されるのではなく、むしろ保険構成要素に帰属すると説明した。加えて、額面金額は公正価値の配分ではなく、契約獲得費用のような項目を除いている。

---

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.